

心のバリアフリーを目指して

県が主催するDET研修（障害平等研修）の進行役を務める、DET群馬の飯島代表にお話を伺いました。

DET研修

1990年代後半にイギリスで始まった障害学習。障害のある人が進行役（ファシリテーター）を務め、参加者同士の話し合いにより、問題を発見し解決のための行動を考える「発見型学習」を取り入れているのが特徴。



飯島邦敏さん

大切なのは気付きと発見

「10万人に1人といわれる神経難病を患っていて、8年前から車いすで生活しています。3年前に、車いすで生活する仲間2人と共にDET群馬を設立しました。これまでに140回以上のDET研修を開催し、約5400人が受講しています。研修では『気付きと発見』を大切に行っているため、進行役が何かを教えることはしません。自分で考え

「障害とは何か？」 ～受講者の意識の変化～

- 【受講前】
- ・体が不自由
 - ・できないことが多い
 - ・助けや介護が必要な人
- ↓
- 【受講後】
- ・周り（社会）の環境が生まれるもの
 - ・差別や偏見、配慮不足
 - ・みんなで変えていける（なくしていける）もの



受講者と対話しながら研修を進める飯島さん

付くことが大切なのです。また進行役が必ず障害のある当事者であることも特徴です。障害がある人の姿に実際に触れ、対話をしながら進めるからこそ、受講者に多くのことが伝わると思っています」

多様な人を認め合える社会を

「研修では最初に『障害とは何か』について考えてもらうため、車いすで街に出掛けた人の絵を見て、障害はどこにあるのかを議論します。研修を受ける前は、障害がある人に視点を向けた答えがほとんどですが、研修を受けると、障害とは社会が生み出したものであることに気がきます。そしてその後障害を取り除くための方法を考えます。意識が変わり、具体的に行動することで、初めて地域や社会が変わっていきます。DET研修の最終目的は、世の中に多様な人がいることを認め合い、共に生きていく社会をつくっていくことです。普段、障害について他の人と数時間も話し合う機会はありません。心のバリアフリーを実現するために、一人でも多くの人にこの研修を受けてもらいたいです」

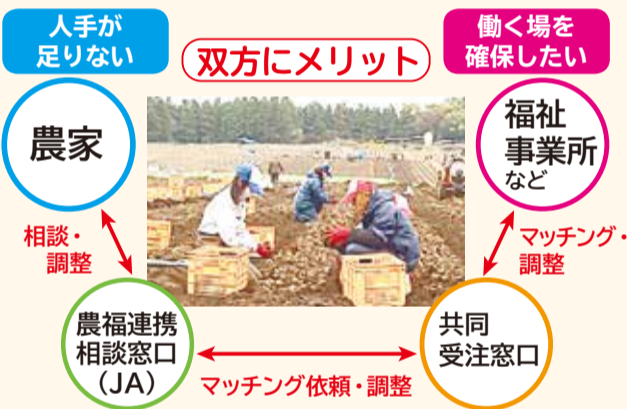
誰もが支え合う社会の実現に向けて ～農福連携～

県が進めている、誰もが支え合う共生社会の実現に向けた施策の一つに「農福連携」があります。

「農福連携」とは、人手が足りない農業分野と働ける環境を求めている福祉分野を結びつける取り組みです。福祉事業所や障害のある人を雇用する法人が、農作業を請け負ったり農業に参入したりしています。

県は昨年、JA甘楽富岡に農福連携相談窓口を設けました。農家から相談を受けたJAの依頼により、障害者施設側の窓口（共同受注窓口）がマッチングします。施設に通う障害のある人は、施設外で働く機会を得ることで新たなやりがいを持つなどの効果があります。8月には、JA佐波伊勢崎に2カ所目となる相談窓口を開設し、体制を強化しました。

農福連携の推進（施設外就労の場合）



◆DET研修（障害平等研修）に参加してみませんか

日程・時間など ※定員はいずれも先着順 ※は講義形式

日程	時間	場所	定員
10月25日(金)	午後1時30分～4時30分	東吾妻町コンベンションホール(東吾妻町原町)	30人
11月14日(木)	午後1時30分～3時	高崎商科大学(高崎市根小屋町)	60人*
12月19日(木)	午後1時30分～3時	みどり市民体育館(みどり市笠懸町)	60人*

講師 DET群馬のファシリテーター

対象 県民および県内企業に勤務する人 費用 無料

申し込み方法 所定の申込用紙

申込用紙入手先 県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/houdou/d43g_00079.html) (上図からも読み取れます)

申し込み・問い合わせ先 県庁障害政策課 (☎下記)

◆心をつなぐハンドブック

障害のある人となない人が支え合う共生社会を実現するため、障害の特性や生活の中で必要な配慮などを分かりやすくまとめています。

入手先 県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00060.html) (右図からも読み取れます)

問い合わせ先 県庁障害政策課 (☎下記)

◆障害のある人向けの相談窓口

○障害者110番

障害のある人の権利侵害や日常生活における相談に応じます。

相談日・時間

・電話・来所相談…月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～3時 ※祝日を除く

・弁護士法律相談…第1・3火曜日(原則) 午後2時～4時

※来所相談、弁護士法律相談は、事前に相談先に連絡してください

費用 無料

相談先

・☎ 027-251-1100

・FAX 027-255-6275

○障害者差別相談窓口

障害を理由とする差別に関する相談に応じます。

相談日・時間 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

※祝日を除く

※来所相談は、事前に相談先に連絡してください

費用 無料

相談先

・☎ 027-251-1166

・FAX 027-255-6275